

平成21年度町田市教育委員会

第2回定例会会議録

- 1、開催日 平成21年（2009年）5月1日
- 2、開催場所 第三、第四会議室
- 3、出席委員
- | | | |
|-----|---|------|
| 委員 | 長 | 富川快雄 |
| 委員 | | 岡田英子 |
| 委員 | | 井関孝善 |
| 委員 | | 高橋圭子 |
| 教育長 | | 山田雄三 |
- 4、署名委員
- | | |
|-----|--|
| 委員長 | |
| 委員 | |
- 5、出席事務局職員
- | | |
|-------------------|-------|
| 学校教育部長 | 白井一生 |
| 生涯学習部長 | 鐘溝慶一 |
| 学校教育部参事（兼） | 田村俊二 |
| 教育総務課長 | |
| 教育総務課副参事 | 小瀬村利男 |
| 施設課長 | 金子敬 |
| 施設課学校施設管理センター担当課長 | 藤川満正 |
| 施設課主幹 | 梅村文雄 |
| 学務課長 | 坂本喜信 |
| 保健給食課長 | 高橋良彰 |
| 保健給食課主幹 | 狩野紀子 |
| 指導課長 | 小泉与吉 |
| 指導課教育センター担当課長 | 前田増穂 |
| 指導課副参事 | 飯島博昭 |
| 指導課主幹 | 吉川清美 |
| 指導課主幹 | 谷博夫 |
| 統括指導主事 | 山口茂 |

指導主事	鈴木 淳
生涯学習部参事（兼）	天野 三男
生涯学習課長	
生涯学習課文化財担当課長	水嶋 康信
生涯学習課主幹	谷 澤 繁
生涯学習部参事（兼）	守谷 信二
図書館長	
図書館市民文学館担当課長 （町田市民文学館長）	新田 善壽
図書館主幹	近藤 裕一
公民館長	手嶋 孝典
公民館主幹	亀田 文生
書記	堀場 典子
書記	羽生 謙五
書記	福元 貞栄
速記士	帯刀 道代

（株式会社ゲンブリッジオフィス）

6、提出議案及び結果

議案第7号	町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第8号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原案可決
議案第9号	教育委員会職員の人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第10号	町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について	原案可決
議案第11号	町田市文化財保護審議会委員の委嘱について	原案可決
議案第12号	町田市立図書館協議会委員の委嘱（解嘱）について	原案可決
議案第13号	町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）について	原案可決
議案第14号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めること	

7、傍聴者数 0名

8、議事の概要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 おはようございます。ただいまより町田市教育委員会第 2 回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は高橋圭子委員です。

日程の順に進むのですが、日程第 2、議案審議事項のうち、議案第 9 号、議案第 14 号につきましては、人事案件ですので、非公開で審議をいたしますので、日程第 4、報告事項終了後、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、月間活動報告。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 それでは、4 月 10 日、教育委員会定例会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

4 月 10 日の午後ですが、国際版画美術館で「ルオーの祈り 絵画と版画」展の内覧会がございまして、出席をいたしました。

14 日ですが、奨学資金審議会がございまして、本年度の奨学資金の関係についてご審議をいただき、決定をいたしました。

16 日は、定例校長会で、年度初めの校長会ということで、すべての教育委員さんにご出席をいただいて、それぞれごあいさつをいただきました。

同じ日ですが、東京都市教育長会の総会がありまして、いろいろ役員の互選ですとか、あるいは本年度の事業計画ですとか、予算だとか、そういうものを審議いたしました。

同じ日ですが、会計検査院の現地検査がございました。

17 日ですが、ポリショイ&ロシア国立バレエ・ガラ・コンサート、これは全国バレエコンクールが、今年 3 年目ですが、市民ホールで開催をするということで、それを記念してのコンサートで、富川委員長と一緒に出席をして鑑賞いたしました。

18日、町田市小学校科学教育センターの開講式が、旧忠生第五小学校の体育館で行われて、委員長、井関委員にご出席をいただきました。

19日、先ほどの17日と関連があるわけですが、全国バレエコンクールが市民ホールでありまして、出席をいたしました。

同じ日ですが、ひなた村で町田市少年少女発明クラブの開講式が行われました。これは小学生から中学生までということで出席をいたしました。

23日、定例副校長会、これも年度初めということで、各教育委員さんにご出席をいただきまして、それぞれごあいさつをいただきました。

27日、教職員の感謝状贈呈式が市民ホールで行われて、本年度、該当者70名ということで、出席は昨年に比べてよかったですと思いますが、37名だったのでしょうか、出席をいただきました。

以上でございます。

○委員長 両部長から何か補足がございましたらどうぞ。

○学校教育部長 それでは、学校教育部の部長として活動したことについてご報告申し上げます。

教育長の活動と一部ダブりますが、4月16日、校長会の席上ですけれども、中座させていただいて、会計検査院の検査が行われました。この内容につきましては、対象につきましては、平成16年、17年、18年度の耐震補強工事及び大規模改造工事についての検査で行われました。検査員は1人です。書類精査とあと現場の検査を行って、特に問題もなく終了してございます。現場につきましては、忠生中学校、町田第三中学校を現場で確認、検査をしてございます。

もう1点につきましては、4月20日の市教委での相原小学校の訪問というのがございました。私にとっては初めての経験で行ったので、かなり印象に残りましたので、そこをちょっとご報告させていただきます。

相原小学校につきましては、当日はその学校ともかなり清潔感があふれるような状況で行って、あと、1年生から6年生の各クラスを拝見させていただいて、児童の学力の進め方とか、生活指導についても、私自身としてもかなり参考になるような授業で行われました。

以上でございます。

○生涯学習部長 特にございません。

○委員長 それでは、各委員からお願いします。

○井関委員 4月23日の定例副校長会で、学校の図書指導員に対する教員の態度について気をつけましょうというお願いをしました。きょうの協議事項にも関連することでありま
す。図書館の機関紙ではないのですけれども、町田の図書館活動をすすめる会が出してい
る「知恵の樹」というものに堺図書館の職員が道德の授業の題材になるような話を書いて
います。

その職員が移動図書館の担当をしているときの体験です。いつも利用者が読みたい本、
そういうのを自分で考えてそろえて努力しているのですけれども、ある利用者が、何か希
望する本はありますかというふうに何回か声をかけても、返事のない人がいたんだそうで
す。今回は、その職員は、その利用者が借りていった小説と同じジャンルの小説を用意し
たら、そのときはもうほかの本には目もくれず、その小説を手にとって、きょうは本を選
ぶ手間が省けたと喜んで借りていったんだそうです。

それからまた、ハーレクインの本を100冊も並べたコーナーが、その移動図書館の車の中
にあるそうですけれども、ある利用者はみんな読んじゃったということで、その次に
80%、それからその次には100%全部入れかえていっても同じだったんだそうです。図書
館に帰って同僚に聞くと、その同僚は、よその図書館から新しいものを取り寄せてくれて、
それを移動図書館に持っていくと、今度は新しいものがたくさんあるというので、大変喜
んだそうです。

職員のやったことは、相手の望むところを思いやって、市民の目から見た行動だと思う
のですけれども、学校の図書指導員の場合にも、同じように子どもたちが読みたい本、読
ませたい本というのを、何とか子どもたちに本を読んでもらうように努力しています。小
学生が本を入手するところは、学校や近くの図書館が多いそうです。特に小学校低学年で
は、その40%以上が学校の図書館からだそうです。

また、授業で使う本をそろえたり、場合によって、授業計画を入手して、先手を打って
準備をする指導員もおられます。私が教育委員になりたてで訪問した中学校では、休み時
間などに生徒が第2保健室として話に来たり、たまり場になっている姿を見ました。そこ
の指導員は、相談に来る生徒に対応できるよう、カウンセラーの勉強、臨床心理士の資格
を取ろうというようなことでした。

このような光景があることというのは、各学校でもよく知られてきていますけれども、
有償ボランティアということで、ほかの教員がアルバイト的にとらえて、図書室の雑用係

として対応しているような声も聞いたことがあります。副校長会ではこの点に注意するようお願いしたわけですが、学校図書館に関しては、蔵書の充実、図書室の整備、専任司書の配置、パソコンによる管理とネットワーク整備、どれも予算を伴うような要望が出ています。

学校図書指導員に関しては、このうちの司書の配置に関連していることです。現在は司書の資格を持った先生にお願いして、司書教員になっているという状態ですけれども、専任の司書を置くということになりますと、多くの単位の予算が必要でしょうから、現状では難しいでしょうけれども、きょうの協議事項にあります子どもマスタープランに基づく子どもの読書活動推進計画などで取り上げられて、市長部局の理解も得られれば、あるいは一市町村でなくて都全体の問題となれば、司書配置というようなのも可能性が出てくるかなとは思っています。

現在は学校図書指導員にかなりの知識と努力を望んでいるというんですか、できるだけそのような能力を持った方をお願いしているのが現状だと思います。それならば、教員が指導員へ協力の態度を示すとか、あるいは図書室に対する共通認識というのを持つというのは不可欠ですし、その方々にそれなりの敬意を表すべきじゃないかと思います。

そういうことが副校長会でのお願いのもとだったのですが、例えば各学校の学校要覧の職員名簿を見ますと、ほとんどの学校が図書指導員の名前を入れています。そして図書指導員の人数は、大体半数の学校が2名で、その次に多いのが1名で、4名という学校もありました。その学校要覧を指導員自身が見ると、学校の職員として認められているのだなというふうに感じるのではないかとは思っています。

ちなみに、PTAのほうに関しては、逆に載せている学校はずっと少なく、PTAがボランティア活動であるということで、図書指導員はわずかでも有償のボランティアであるということからなのかなというような想像もしました。もちろん、学校要覧が古かったり、学校によっては名前を載せない理由があるかもしれませんので、それはよくわかりませんが。

子どもの読書に関する知識、経験の違う方々が、学校図書館を楽しくするためにということで、指導課からマニュアルが出ています。学校間格差を埋めるということのためかもしれませんが、よその学校でどういうことをやっているか、意欲のある方には大変参考になるのではないかなと思いました。その意味で、研修会というか、むしろ情報交換の時間のほうが有効なのかなという気がします。機会をできるだけ設けてはどうかと思います。

います。

以前の図書指導員に対する感謝状贈呈式の後の懇談会で、学校間格差が大きいので、ぜひ研修会をとという声が出ていました。多分、団体借用の際のメール便による配達などは、このような情報交換会からの要望があったのではないかなと思っています。

以上です。

○委員長 今回の井関委員の研修会というのは、対象は、指導員を対象とした研修会ということですか。

○井関委員 今はそうですね。でも、実際には指導課でも、前に何回かやっているとは思っています。そういうのをなるべくやってという意味です。

○岡田委員 4月23日、東京都市町村教育委員会連合会の理事会では、5月25日の定期総会での議事につきまして検討をして、それを決定してまいりました。

4月29日ですけれども、今年度最初になります南中学校の道徳授業地区公開講座に行っていました。参観日と、それからそのまま5校時が道徳の授業ということで、保護者の方も大変多く集まっておられましたし、あと、意見交換会には地域の方が大変多く残られていて、恐らく地域の方の熱心さでは町田市内でもトップクラスかなというふうに思いました。

授業の内容は、1年生が個性の尊重、2年生が自尊感情、3年生が人権、環境、平和ということで、どれも町田市の道徳の副教材、副教本を使用している授業をしていました。

この後の意見交換会のときに話が出ていたのですけれども、きょうのように特別な日は、親たちもたくさんいる、お客さんもたくさんいるということで、子どもたちがとてもきちんと授業を聞いていたんだけれども、いつもはどうなんだろうかというような話、質問が出まして、それに対して、学校の副校長先生や校長先生はもちろんですけれども、また道徳の研究主任の先生ですか、そちらのほうからも、いつでもお越しく下さいということで、道徳の授業は、2年生の場合には金曜日の1校時というふうに決まっておりますので、いつでもいらして下さって結構ですし、学校のホームページでも、年間教育とともに、どういった内容でやるかというようなおおよその内容についての計画案も掲示しておりますので、そちらのほうを見て、興味のある授業がありましたら、ぜひいらして下さいというようなお話で、大変地域に開かれている学校だなというように感じて帰ってまいりました。

それともう1つ、この道徳の授業の中で、自分が今頑張っていることと、それから頑張

りたいことというアンケートを、これは2年生の子たちで、使っていた教材は「14歳の私」という町田市の教材の中からやっていたのですけれども、頑張っていることは、7クラスあるのですけれども、もうほとんどの子が部活動と書いてあるのですね。

それに対して頑張りたいこと、これは先生のほうから頑張りたいこと、あるいは今頑張れていないことでも良いと先生が言っていましたが、それが勉強と書いてある子がとても多いんですね。そここのところが、今子どもたちが何を感じているのかなというのを想像すると、勉強というのは、ある意味では自己評価のみならず、客観的な数字での結果が出てくるものに対して、もうひとつ自分では頑張っているというふうに断言し切れない自信のなさみたいなものが見えてきて、ある意味、これから教育委員会でも考えていったらいいことなのかなと思いつながりながら帰ってまいりました。

以上です。

○高橋委員 4月16日、第1回の定例校長会に参加しまして、あいさつをさせていただきました。そのときに、日ごろ思っていることの中から2つのことを校長先生にお願いをしました。

1つ目は、保護者をぜひ充実させてくださいということです。町田市の教育プランの基本方針3にも、家庭・地域・学校が連携した教育の推進とあるのですが、保護者として学校と連携して教育を行う。そういうことに気づき、意欲が出るのは、学校の開く保護者会だと思えます。

特に年度初めの保護者会では、校長先生が、学校全体の教育方針を話され、校長先生の教育にかける思いなどを聞きます。その後、学年ごとの目標や行事予定や学年の子どもの成長の特徴などを聞いたり、その後はクラスごとに分かれて、担任の先生の学級としての目標や学級経営の方針などを聞くことになっています。年度初めの保護者会は、私としては本当に大切な会だと思っています。その保護者会で先生方がどんな話をされ、保護者を引きつけ、この学校と、このクラスとともに、保護者も子どものために頑張ってやっていきたい、協力していきたいという思いにさせてくださるかが試される場だと思っています。

地域に住む保護者が学校に協力したい、子どものために学校とともに頑張りたいと思えば、地域との連携の大きなパイプ役を保護者が担ってくれます。保護者会でいかに保護者の心をつかみ、保護者の思いを学校へ向けるかが本当に大切です。

教科の研究は、研修会に私も出て、いろいろな研究や研修が行われているのですけれども、保護者会をどういうふうにするのか、そこでどんな話をするのか、ぜひ各先生方は研

究してほしいと願っています。それは学校と保護者が一番つながれる場が保護者会だからです。

若い先生方にとっては、本当に子育てを何年もやってきたお母さん方に対して保護者会を開くのは、とても勇気も要るだろうし、どんなことを話そうかと戸惑っている先生方もいらっしゃると思いますけれども、ベテランの先生方のお知恵や、また、実際、ベテランの先生方が行っている保護者会に参加するなど、そういう場があるといいなと思っています。

2つ目の願いは、児童生徒並びに保護者の活動などが、コンクールや大会があったならば、積極的に参加できるように、校長先生に促してくださいということをお願いしました。

保護者として、自分の子どもの通う学校の子どもたちが表彰されたり、何かの賞を受賞するのは、本当にその子の保護者もうれしいだろうし、その子を知っている保護者もうれしいし、その学校を誇りに思うと思います。子どもたちも、自分の学校でこういう子が表彰された、頑張っていると思えば、本当に自分たちも意欲がわいてくると思います。なので、そういうコンクールとか賞をいただけるようなものがあつたら、それに応募するとか、そういう方法を具体的に考えてほしい。

この学校はよく出しているけれども、この学校はなかなか表彰されてないというのが町田市でないようになっていくといいなというふうに思っています。また、PTAなどで学校のボランティア活動とかを長年してくださっているお母さん、保護者の方々には、そういうところにも目を向けてくださって、表彰とかされると、また保護者も頑張って、地域の方々もこれからは学校のためと思われと思うので、そういうことをお願いしました。

あと、4月29日の祝日に、町田市立総合体育館で、青少年の日スポーツ大会バレーボール競技の部に参加しました。ちょうど保護司をなさっている前会長さんがいらして、私の娘2人がバレーボールをしていましたということをお話したら、ぜひ見に来てほしいということで行ってききましたが、小学生とは思えないくらい本当にプレーがすばらしくて驚きました。

そして、それを支える監督さん、コーチさん、本当にそういう方々が長年ずっとかかわって、スポーツを通してこういうふうに側面から子どもたちを育ててくださっているんだということを目のあたりにして、本当に心から感謝したいなと思いました。

世代交代もうまくしていくように考えていますとおっしゃっていましたが、若いそ

うコーチや監督になる方々は、専門的に自分がバレーをやったというよりも、自分の子がそのチームに参加してやっているのに付き添っていくうちに、じゃ、審判の資格を取ろうか、それから、監督が足りないならなろうか、コーチが足りないなら、私でよかったらということになった方が多いと聞きました。本当にそういう中でも教育が行われているんだなということを感じました。教育委員会としてもそういう場に行って、また励ましや応援をしたいなと思って帰ってきました。

以上です。

○委員長 主にいろいろな行事その他に参加されての感想が多かったと思いますけれども、井関委員の図書指導員と学校の、管理職も含めてですけれども、特に先生とのかかわりで、懇談会を行った際に、やはり学校間の違いといたしましうか、温度差があるんだということとは確かに声が出ているのですけれども、担当のほうから少し考えを伺ったほうがよろしいですか。

○井関委員 そうですね。何かあれば結構です。

○委員長 つまり、指導員の……。これは担当はどこなんですか。指導課ですか。

○指導課長 指導課です。

○委員長 結局、指導員がいろいろよくやっていただいて大変感謝しているという声は管理職から非常に聞こえるのですけれども、井関委員からお話がありましたように、有償ボランティアということで、地域のボランティアが学校へ来て図書をやってくれるんだというような対応で、特に一般の先生の対応の仕方に温度差が非常にあります。もっと言えば、十分理解されていない部分もあるようだという事なんです、そのための研修会なり、情報交換会なりを積極的に進めていただければなという要望も含めてのお考えが、何かありましたら、少し。

○指導課長 図書指導員の方の学校への貢献度というのは非常に高く評価させていただいていますし、その歴史的な流れも十分理解しているところでございます。

今ご指摘にありましたように、昨年度から学校支援ボランティアという形で、ボランティアの形の中に組み込んでといたしますか、入れたことで、いわゆるその他の学校の支援のボランティアさんと同等のというふうな見方をされているところもあるかということは認識しているところです。

ただ、やはり学校図書館の機能というのは、学校の教育活動にとって、読書機能だけではなくて、調べ学習とか、そういった2つの情報センター的な役割がありますので、学校

においては司書教諭を中心として行っておりますけれども、やはり図書指導員の方のお力というのも非常に大きいものとして感じているところです。

研修会につきましては、年2回だと思っておりますけれども、図書指導員の方を中心とした研修会を実施して、それぞれの読書機能とか情報機能とか、その辺のところ、あるいは学校の教員との連携というところの視点も重要かなというふうに思っているところですので、それはまたさらに深めていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○委員長 現状で専任はないと思っておりますけれども、司書教諭の資格を持った先生が小学校や中学校においでになると思っておりますけれども、今、何%ぐらい。

○指導課長 全部の学校には入っております。

○委員長 資格を持った方が100%入っているわけですか。

○指導課長 はい。司書教諭の資格を持った方。

○委員長 その方がそれぞれの学校の組織の中でどう動いているかは、学校ごとにかかなりの違いがある。

○指導課長 若干差はあるかというふうには思います。

○委員長 今、課長のお話で言えば、司書の資格を持った先生と指導員とがより緊密に連携をとって、その学校の図書館活動を推進してもらえればという願いもあるわけですかね。

○指導課長 という基本的な考え方は、指導課としてといたしますか、私たちとしては持っております。

○委員長 井関委員、何かほかに。

○井関委員 いや、もう今おっしゃったとおりですね。だから、図書館の方にも協力していただいていると思っておりますが、研修会というのは一方的にこうあるんだよ、こうなんだよというんじゃなくて、何かお互いの情報交換ができるようなことになればという。

○指導課長 その辺のところをまた考えて、市立図書館のほうでも、やはり学校図書館との連携なり、そういったことの結びつきをより強めたいという考えを持っておりますので、その辺のところも、また図書館長とも十分連絡をとりながら進めていきたいと思っております。

○委員長 図書館長のほうから何か。

○図書館長 今、指導課長お話のとおり、後ほど出てまいります子ども読書活動推進計画等もございますので、今後学校教育とも、より連携を深めてやっていきたいというふうに

考えております。実際にもうそういう準備を今進めております。

○委員長 さらにこれから進むと思うのですけれども、今現在、中央図書館は、学校との連携というのはどういう形でとれているわけですか。

○図書館長 現在は、従来やっております団体貸し出しというような形で、資料の提供という面で、通常の貸し出しとは別に、大枠、相当数の資料を長い期間貸し出すというのをやってきておりますけれども、それに加えて、昨年からは図書館のほうで学校に定期的な巡回車を回しまして、学校図書館あるいは市教委の先生方から、授業等で必要な資料を、要望があったものについては2週間に一遍、今定期的に配本する巡回車を図書館のほうで回しておりますので、これも徐々に需要が高まってまいりまして、各学校から協力貸し出しとは別枠で、必要な資料のご要望をたくさんいただいて、配本させていただいています。今そういったところでございます。

○委員長 わかりました。

それから、岡田委員から、南中学校の道徳公開の感想が述べられまして、その中で、とかく授業参観は数が多いんですけども、意見交換会になると非常に少なくなるというのが一般的な傾向の中で、今特に強調されたのは、意見交換会に大変多くの地域の方が残っていただいたということです。この意見交換会は何か特別な工夫があったんですか。普通の意見交換会ですか。

○岡田委員 普通の意見交換会です。

○委員長 地域の方が自主的にたくさん残られたと。

○岡田委員 はい。学校の生徒たちに関心を寄せている方が大変多くて、特に民生児童委員の方などですと、自分の担当の子たちが何組にいるというようなことを熱心に把握していらして、そこに重点的に参加したようなことをお話しされていまして。

○委員長 たくさん残っていただいているいろいろな意見を交換できるということは、主催をした学校としては大変ありがたいことだと思うのですね。それでふだんの授業の面でも常にオープンされているということで、開かれた学校という意識を強く持ってお帰りになったわけですが、ほかの学校にもぜひそういうのが波及していくといいなというお気持ちはおありですか。

○岡田委員 そうですね。

1つ先ほどちょっと言葉が足りなかったように思うのですけれども、子どもたちが頑張りたいことということで、勉強というふうに挙げているというので、私のコメントとして

言わんとしたところは、これで学力を上げていくことを教育委員会がバックアップしようということよりも、自分が頑張っている勉強を、自分で評価できる、自分で満足できる。あっ、やったなというふうに自分で感じられるような、そういう心の持ち方に寄り添えるような指導がしていけたらいいなというようなことを考えてまいりました。

○委員長 では、高橋委員、定例校長会でお話になったことの2点目ですけれども、結局、各学校でさまざまな形で、学校の活動以外も含めて、かつ、活躍したり、活動したりして、その結果表彰を受けたり、その成果が発表されたりということ、それをもっと積極的にというのは、学校も保護者も積極的に評価する雰囲気になってほしいということですか。

○高橋委員 応募してほしいということです。なかなか保護者のほうまで。私も広報とかを見て、ああ、こういうことがなされているんだな、こういう募集があっているんだなというのも、気づくときもあれば気づかないときもあって、保護者の皆さん、そういうふうに熱心に思っている方々ばかりではないので、学校のほうからも、こういうのをこういうところで募集していますとか、そういうことがあれば、応募もたくさんすれば、その中から賞も受けられると思うので、そういうことです。

○委員長 学校自体に応募依頼が来るケースと、それから学校にポスターなり何なりが来て、自由に応募というケースとあると思うのですけれども、例えば学校を通して募集するとなると、学校が授業時間を確保する関係やら何やらで、なかなか思うように応募できないという実情もあるみたいなんですね。

例えば虫歯予防なんというのは、歯科医師会では毎年やっていますけれども、ポスターとか作文の募集をやっていますが、これも本当に学校で温度差があって、毎年のように応募している学校もあれば、ほとんど応募できない状態の学校もあるようなので、そこあたりが非常に難しい部分も、一方で本来の教育活動である授業時間を確保したり、学校行事を優先したりということで、なかなか応募しにくいという実情もあるみたいですが、指導課長、そういう状況で、どうなんですか。

○指導課長 本当にいろいろな団体から学校のほうに応募の依頼といたしますか、ご案内はたくさんいただいています。学校のほうは、基本的には授業時間の中でそれをやっていくということは、まず無理な状況ですので。ただ、やはり長年のかかわりの中で、例えば中学生で言いますと、人権作文のコンクールとか、あるいは租税に関する作文とか、そういった市にかかわる、あるいは都にかかわるようなことについては、課題として子どもたちに書かせて、結構出させているケースがあると思います。

それからあと、長期休業中、夏休みですけれども、学校のほうに、そういった発明とか、それからさまざまな自由研究のそういった応募というのはたくさん来ていますので、それに基づいて子どもたちにお知らせをして、自分で選んで応募していくというのをやっているケースがあると思います。

あと、小学校の5年生ですけれども、農協さんのほうでバケツ稲をずっと奨励をしておりますので、これは各学校で5年生がやっていますから、それをまた学校の記録として農協さんのほうに出して、その取り組みが評価されれば、またそれなりの表彰をいただくというケースもあるというふうには聞いております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、お考えの趣旨はもう本当にそのとおりで、ぜひ積極的にいろいろな面で応募したり、活動してほしいということはそのとおりだと思いますけれども、現実と理想のはざまもありますので、できる部分もあるし、非常にできにくい部分もあるのが現状だということもひとつご理解いただきたいなと思います。

それから、年度初めの保護者会、特に大事だということを強調されたわけですけれども、学校の保護者会に参加されて、また感想もあるかと思っておりますので、次回にでもお願いしたいと思っております。

○高橋委員 はい。

○委員長 ほかにございますか。——ないようですので、では、以上で月間活動報告を終了させていただきます。

日程第2、議案審議事項。

議案第7号「町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第7号は、町田市教育委員会職員の職名に関する規則に基づく教育委員会の指定に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件ですが、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則に定める指導主事の職にある職員について、市費負担指導主事として任命するため、改正をするものでございます。

次のページの裏側をごらんいただきたいと思いますと思いますが、左のほうに「改正後」、右のほうに「改正前」とありますが、第1条の(1)のところに「担当主査及び指導主事の職にある」ということで、「指導主事」を挿入したということでございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして、何かありましたらご発言ください。——よろしいですか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第8号「町田市立学校学校支援地域理事の任命について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第8号は、町田市立学校学校支援地域理事の任命についてでございます。町田市立学校の管理運営に関する規則に規定する学校支援地域理事について、別紙のとおり各学校長より推薦がありましたので、任命するものです。任期は2010年3月31日まででございます。

なお、詳細につきましては、小瀬村副参事のほうから説明をさせていただきます。

○教育総務課副参事 4月の定例教育委員会におきまして、町田市立学校の管理運営に関する規則が改正され、各小・中学校に学校支援地域理事を置くことができるようになりました。このほど規則第13条の4、第4項の規定に基づき、学校長より学校支援地域理事の推薦がありましたので、理事の任命の承認を求めるものでございます。

なお、小学校は、スクールボード校18校中、13校。中学校は、スクールボード校7校中、4校より推薦がございました。残りの8校につきましては、次回の定例教育委員会で議案を上程する予定でございます。

ちなみに、町田第一小学校の理事の方の出身母体についてご紹介いたしますと、児童民生委員の方が2名、健全育成会の方が1名、PTAの代表の方が1名、ボランティアコーディネーターの方が1名、そして地域住民として学校を支援してくださる方が1名というような内容でございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらどうぞ。

この小学校、中学校の13校、4校は、それぞれモデル校になっているわけですね。

○教育総務課副参事 はい。

○委員長 まだ全部充足していないということですよ。

○教育総務課副参事 はい、そうです。

○高橋委員 ほかの学校についても、今のような構成のメンバーは、児童民生委員とか、青少年健全育成の方とか、PTAとか、そういう方々なんですか。

○委員長 ほかの学校。

○教育総務課副参事 ちなみに、町田第二小学校と第三小学校の例をご紹介しますと、町田第二小につきましては、やはり健全育成会の会長の方、町内会長、町内会連合会長、宮司の方、民生委員の方、前PTA会長、現PTA会長というような方々でございます。

町田第三小学校につきましては、健全育成会の方が2名、地域の開放団体の代表の方が2名、町内会の副会長の方、そしてボランティアコーディネーターの方、PTA会長の方、そのような構成になっております。

○委員長 大体メンバーの構成はどこの学校もそういうメンバーが中心になっていただいているということです。

ほかにございますか。よろしいですか。

○教育長 これは確かに名前だけなので、なかなかわかりにくい。報告の求め方が、例えば健全育成委員とか、次のときにはそういうあれも必要なのかな。それから年齢が必要なのかどうかもちょっとあれですが、確かにこれだけ見ると、審議していただく上でなかなかわかりにくいな。

要綱の中では、理事は5人以上10人以下ということで、学校支援ボランティア、またはコーディネーター、あるいは保護者の組織の代表者、地域住民、その他、校長が必要と認める者というふうになっていますが、実際にお名前があって、どういう母体からなのかなというのがわかりにくいので、次のときにはちょっと工夫する必要があるなと思います。

○教育総務課副参事 各学期ごとに実績報告を求めることになっておりますので、そのような機会に出身母体について報告を求めたいと思っております。

○委員長 教育委員会で審議するいろいろな委員会の名簿で、大抵年齢と出身母体ですか、それはいつも明らかにされていると思いますので、私たちもどういう方かということを理解する上でそのほうがいいかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

議案第10号「町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第10号は、町田市人権教育推進委員会委員の委嘱についてでございます。

町田市人権教育推進委員会設置要綱に基づき、委員として委嘱をするものです。任期は2010年3月31日までということです。

次のページに委嘱が2009年5月26日付ということで、それぞれ氏名、職名、所属学校名ということで記入をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

人権教育推進委員会ですから、すべて学校関係者ということですよ。

○指導課長 そうでございます。

○委員長 ございませんか。どうぞゆっくり見てください。

○高橋委員 町田市人権教育推進委員会ではどういうことをしているんですか。

○委員長 人権教育推進委員会の役割ですね。

○指導課長 まずは人権教育にかかわる学校における、それは全部教育活動で行うわけなんですけれども、特にそういった人権にかかわるような教育内容について、あるいは授業研究について、この委員の先生方を中心として研究をしていただくこと、それから都のほうから人権プログラムという冊子が配られておりますけれども、その活用等について、それをもとにして、教員の人権意識の向上をいかに図っていくかというところについて研究をしていただいて、各学校に周知していくというふうな形をとっているところでございます。

○委員長 都のほうから毎年配られますね。正式な名前は人権教育の手引きでしたっけ。

○指導課長 人権プログラムです。

○委員長 活用状況というのは、実態としてはどうなんですか。

○指導課長 一応4月の校長会の折に、職員会議と校内研修会では必ず活用してもらいたい。それから教員の人権意識の向上のページが特にございますので、そのところも十分見ていただいて、管理職あるいはそれぞれ各学校に人権担当の教員がおりますので、必

ず研修会で活用してもらいたいというふうをお願いをしている状況でございます。委員長のご指摘のとおり、その辺のところはなかなか十分にいけないという部分もあるというふうには思っておりますので、活用をいろいろ図っていきたいと思っております。

○委員長 そういう指導課からの指導があるかと思えますけれども、やはり学校の取り組みに、温度差がこれもあるかと思うのですけれども、仮に積極的に取り上げて指導している学校の場合に、これはどういう枠で指導しているんですか。最初にお話のように、今は全教育活動の中で行われるというのは、これは当然のことなんですね。ですけれども、今の手引きなどを使って指導する場合に、例えば教科とか、領域とか、総合的な学習とかがあろうかと思えますが、どういうところで主に指導しているのが現状なんですか。

○指導課長 基本的に教科中での人権にかかわる部分と、社会科とか、それから道徳とか、教科・領域ですから、そういった教科・領域にかかわるもの、それから学級活動とか、いわゆるそういった部分で、子どもたちの人間関係づくりの中で、どういうふうにも人権に配慮した、あるいは子どもたち同士が、お互いの人権をどう認め合っているかというふうな実践例をもとにしたものが、プログラムの中に入っておりますので、そのところを十分活用してもらおうということと、それと同時に、やはり教員自身の人権意識、人権感覚といえますか、そこを高めていくことが、やはり子どもたちの人権意識を高めていくことの一番重要な視点になってきますので、いわゆる教員の言葉遣い、言動あるいは教室での掲示、そういったことに敏感になる形での研修といえますか、それはやはり教員同士がお互いに指摘し合ったり、あるいは高め合ったりしていかななくてはならない問題というふうにご考えておりますので、そういった視点で研修を行っていただきたいと思っております。

また、先ほどの人権推進委員会のほうからも、年3回ほど人権委員会のおたよりという形で、各学校に配付をいたしますので、今年度のそういった市内における人権にかかわる課題とか、その辺のところも取り上げた形で、各学校で進めてもらいたいというふうに行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 児童生徒に対する人権意識、人権感覚の指導というのはもちろん大事ですけれども、教師の人権感覚の欠如による不祥事が最近すごく多くなっているのがありますね。幸い町田市とか東京都の報告には余りまだないのですけれども、地方で、例えば母印を押させたとか、さまざまな人権感覚の欠如による不祥事が起きておりますので、やはり教師の人権感覚を磨いていくためにも、ぜひ大事な部分かと思えますので、研修なり指導なり

を一層充実させていただきたい。これは要望しておきたいと思います。

ほかにごございますか。よろしいですか。

では、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 10 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたします。

議案第 11 号「町田市文化財保護審議会委員の委嘱について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 11 号は、町田市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

2009 年 5 月 31 日をもって町田市文化財保護審議会委員の任期が満了するため、町田市文化財保護条例第 37 条及び第 41 条の規定に基づき、委員として委嘱をするものです。任期は 2 年ということで、2011 年 5 月 31 日まででございます。

なお、委員の専門分野等々については別紙ですが、文化財担当課長のほうから説明させていただきます。

○生涯学習課文化財担当課長 今回お諮りする方々は、各分野で造詣が深く、また今後の町田市の文化財指定として、文書について検討を継続していく必要があります。あわせて、今年度中に文化財保護審議会編集の「まちだの年中行事」の刊行が控えておりますことから、再任を提案させていただいております。

文化財保護条例第 40 条の規定において、10 名以内で組織すると定められておりますから、今回 8 名でお諮りするものでございます。なお、今期 9 名で組織してまいりましたが、佐藤徳太委員が体調上の理由で再任を辞退されております。佐藤委員の後任といたしましては、学校教育現場との連携を図ることを目的に、校長経験者で歴史を専門とした方から人選をいたしまして、今後お諮りしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。何かございますか。

お名前、年齢、専門分野、再任かどうか、これははっきりしていますね。非常にわかりやすい。よろしいですか。——では、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 11 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

議案第 12 号「町田市立図書館協議会委員の委嘱（解嘱）について」を審議いたします。
教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 12 号は、町田市立図書館協議会委員の委嘱（解嘱）についてでございます。

中学校長の人事異動のため、町田市立図書館協議会条例第 1 条及び第 3 条、町田市立図書館協議会条例施行規則第 2 条の規定に基づき、第 12 期委員として委嘱あるいは解嘱をするものです。任期は 2009 年 7 月 31 日まで、いわゆる残任期間でございます。

次のページに、上段が 4 月 1 日付で委嘱をする方、下のほうが、異動によりまして他地区に出られましたので、3 月 31 日付で解嘱をする方でございます。

以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

校長先生の異動に伴う残任期間を、後任の校長先生が担当するということですね。よろしいですか。——では、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第 12 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたしました。

議案第 13 号「町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）について」を審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

○教育長 議案第 13 号は、町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）についてでございます。

情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員 9 名のうち、別紙 3 名が、異動等のため、委員を続けることができなくなったため、町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会設置要綱に基づき、別紙のとおり委嘱及び任命（解嘱及び解任）をするものです。任期は 2010 年 5 月 31 日までです。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、上のほうが委嘱及び任命をする方、5 月 1 日付。下が解嘱及び解任をする方、3 月 31 日付。上のほうについてはすべて異動によるものでございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。——以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

日程第3、協議事項に入ります。

協議事項1「第二次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について」を協議いたします。

○図書館長 協議事項1、第二次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について。関連がございますので、2の、同じく第二次町田市子ども読書活動推進計画懇談会設置要綱の制定について、2件あわせてご提案させていただきたいと思います。

子ども読書活動推進計画は、2001年12月に施行されました、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づきまして、各地方自治体におきましても、子どもの読書活動にかかわる施策の推進計画を策定することが求められているものでございます。

町田市では、2004年12月に子ども生活部のほうで策定をいたしました町田市子どもマスタープランに組み込む形で、2004年に町田市子ども読書活動推進計画を策定しているわけでございますけれども、この計画が今年度をもちまして5年間の計画期間を終了いたします。そこで、2010年度、来年度から、向こう5年程度を視野に入れた第二次計画を今年度中に策定をしたいというふうに考えておりまして、その策定にかかわる策定委員会あるいは市民による懇談会の設置をする要綱を制定するものでございます。

第1のほうの策定委員会設置要綱でございますけれども、これは一番最後のほうを見ていただきますと、別表に構成メンバーが書かれておりますけれども、庁内の子どもの施策にかかわるセクションの課長級をもちまして策定委員会を設置いたします。その策定委員会のもとに、作業部会といたしまして、同じく別表の2にございますような構成の、これは係長級になろうかと思いますが、作業部会を設置いたします。この策定委員会、作業部会を通じて、来年3月までに、第二次子ども読書活動推進計画を策定したいというふうに考えます。

もう一方の第2のほうでございますが、第二次町田市子ども読書活動推進計画懇談会の設置でございます。懇談会につきましては、策定委員会が第二次案、原案をつくるわけで

ございますけれども、これに対して、子どもの教育活動にかかわる関係者からのご意見を広く聴取いたしまして、第二次計画に反映をさせていくということを目的として、懇談会を設置させていただくということでございます。

2枚目をごらんいただきますと、「組織」のところで「委員8名をもって組織する」というふうにございますが、図書館協議会の委員以下、ここにお示ししましたような代表者の方々に懇談会を組織して、策定委員会の原案策定にさまざまなご意見をいただきたいというふうに考えております。

実際には、策定委員会につきましては今月末から、それから懇談会については6月に改めて委嘱のお諮りをして進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明について質疑あるいはお考え等ありましたらどうぞ。

○井関委員 先ほどの月間報告の中で、ちょっと関連事項を報告しましたので、意見というか感想を述べさせていただきますけれども、これは教育委員会のほうだけではなくて、子ども生活部が入っていますので、市長部局と連携していくということですから、先ほどの専任司書、非常勤でもですが、そのかわり億のお金になりますが、そういうのが実現できるような案でも出ると非常にいいなとは期待しています。

あともう1つは、懇談会を設けるということですが、読ませたい人とか、そういう人ばかりの意見ではなくて、ぜひ子どもの目で、読みたいほうの意見も出るよう、特に懇談会のメンバーに入れろというのではないのですが、中学生市議会であったような、中学生もきちんとしたことを言われるというようなものもありますので、そういう意見が集約されるというか、懇談会か作業部会ですけれども、その方たちが子どもの意見を集めてもいいのですけれども、そういうような子どもの意見、子どもの目が入るようにしていただけるようなシステムになるといいなと思います。

以上です。

○図書館長 2点目の読ませたいという大人の視点だけではなくて、読みたい子どもの側の意見をというご指摘は、そういうことでなければ、本当に子どもが読書活動を進めるような計画にはならないと思いますので、ぜひいろいろな場でそういった視点が盛り込まれるようなものにしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長 これは子どもの視点ということですがけれども、懇談会や策定委員会の委員になるということではなくても、とにかくそういう考え方だとか思いというものをどこかで反映できればという趣旨だと思いますので、いろいろ工夫しながらよろしくお願いをしたいと思います。

○図書館長 わかりました。そういうふうにしたいと思います。

○委員長 これは懇談会で話し合われた内容が策定委員会のほうに反映されるんだというふうに解釈していいですか。

○図書館長 はい。懇談会も策定委員会の原案が固まる前にできるだけ情報提供して、懇談会自体も何回も、4回とか5回とか開催する予定でありますので、できるだけ懇談会のご意見を反映した計画にしたいというふうに考えております。

○高橋委員 済みません、懇談会の委員8人のうち、最後の8番に「市内の子どもの読書活動ボランティアの代表」とありますけれども、どういう読書活動をしているボランティアの団体の代表になるのでしょうか。

○図書館長 具体的には現在調整をしておりますけれども、市内におはなしの会というようなものがたくさんございます。そういったものの全体的な組織でNPO法人ができていたりもしますし、それから地域で文庫活動をされている方々もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々の中から何人かに当たってお願いをしたいというふうに考えております。

○高橋委員 学校のほうでも読み聞かせを長年やっている団体もありますし、先ほど出てきた学校図書ボランティアの保護者で、そういうふうな有償ボランティアをなさっている方々もいるので、ここは1名ではなくて、学校でそういうことを活動して——私もずっと子どもたちに読み聞かせを今もやっていますけれども、子どもたちの意見をすごく聞くことができるんですね。なので、そういう学校でかかわっている方がもう1名入ると、地域でそういう文庫をなさる方が本当に入るといいなというふうに思いました。

○委員長 高橋委員は、(8)は1名ではなくて、もっと多くてもいいのではないかということでしょう。

○高橋委員 はい、そうですね。

○委員長 どうでしょうか。

○図書館長 なるべく子どもの生活にかかわる広い分野の方々のご意見を伺いたいという

ふうにかえましてので、どうしてもさまざまな制約の中で1名というふうになってしまいましたけれども、実際の運営の中では、代表者の方のそれぞれの背景にいろいろな団体がございますので、そういうところにも原案に対するご意見を出していただけるような工夫をしたいと思います。

そういう中で、今お話しいただいたような学校ボランティアの方々、そういう方々についても情報が行き渡ってできるだけご意見をいただけるような、当然パブリックコメント等も考えておりますので、そういうことでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 図書館長がいろいろ工夫をして、より広くその考えが集まるように努力するということですので、それに期待していきましょう。

○高橋委員 よろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかにございますか。

○岡田委員 そのパブリックコメントというのをお願いしようというふうに今思っていたのですが、例えば小学校長会の代表というところには、小学校現場の先生方のご意見、それから小学校に通学する子どもたちの意見というの、そこに反映されるというふうに私も理解しておりますけれども、そういうふうにして、満遍なくいろいろな団体からの意見をいただくと同時に、やはり直接的に自分の意見を言いたいという方もいらっしゃると思っておりますので、図書館ですとか、学校図書館ですとか、そういったなるべく多くの場所にパブリックコメントを募集しますというような設備を整えていただきたいということと、ただ募集しますだけではわからないので、第二次計画案を策定する前に、第一次の結果に対する評価ですとか、中間報告になるかとは思いますが、例えば具体的に第一次の読書活動推進計画によって、こんなところが町田市内で本をよく読むようになりましよというようなものを、簡単にアピールすることができるようなものを用意されたいのではないかと思います。

1つお聞きしたいのですが、第一次の計画及び実行の評価ですとか、そうした報告は、今までしていただいていたのでしょうか。

○図書館長 申しわけございません。第一次についての評価はまだここでご報告をしておりません。今回の策定の方向性の大きな1つの柱として、第一次の見直しということがございます。実は子ども読書活動推進計画につきましては、国のほうが子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画というのを示しているわけですが、これが昨年8月に第二次

が示されているわけです。その中で特に強く今後の計画策定の上で求められているものが、数値目標とか達成期間というものをきちんと設定をするようにということになっております。

残念ながら、私どもの第一次案につきましては、いろいろ子どもの読書活動に向けての思い、あるいは考え方は明確に書かれているのですが、そういう意味では、達成目標とか期間については余り言及されていないというようなところもございまして、今回の策定の1つのポイントとしては、第一次案の評価、その評価を踏まえた第二次案の策定ということにしておりますので、第二次案の検討の経過ももちろんご報告をいたしますので、そのときにあわせて第一次案についての総括のようなものも、こちらにご報告をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○岡田委員 よろしくお願ひします。

○委員長 第一次の評価については、今後報告していただくということです。

○岡田委員 それからもう1つ、もし懇談会の日程が合えば、教育委員が傍聴に参加することは可能でしょうか。意見は言いませんけれども。

○図書館長 開かれた懇談会ですので、可能でございます。ぜひお待ちしております。

○岡田委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。——それでは、以上で協議を終了します。

この案に沿ってよろしくお願ひをしたいと思います。

日程第4、報告事項に入ります。

第1点から7点まで、順にお願ひいたします。

○学校教育部参事 報告事項の1点目でございます。「町田市教育委員会非常勤嘱託職員設置要綱等の一部改正について」ということをご報告をさせていただきます。

この中身につきましては、「等」ということでございますので、町田市教育委員会非常勤嘱託職員設置要綱が1つあります。それと以下、下段にございますように、町田市立小・中学校障がい児介助員設置要綱、それから町田市図書館嘱託員設置要綱、次に町田市教育センター教育相談嘱託員設置要綱、次に町田市小学校適応指導教室学習・生活指導補助者設置要綱、次に町田市立小・中学校サポーターの設置に関する要綱、この6つの要綱につきまして、改正内容が一括ですので、一括してご報告をさせていただくという内容でございます。

改正の理由としましては、1点目が、休暇制度における正規職員あるいは再任用職員及び近隣市の嘱託員との均衡を考慮して、改正するというものが1点目であります。その次に、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正をされました。そのことによって改正するということが2つ目の趣旨であります。

改正内容につきましては2点目のものが(1)、(2)というところで表示をさせていただいています。私が申し上げた2点目の休暇等の関係については、(1)の「休息時間の廃止及び勤務時間の短縮」を行う。それから2番目に、1時間単位の年次休暇に関する取得ができるようにしたということでございます。それから、先ほど改正理由の1点目のところでお話ししたことが(3)のところではありますが、新たに出産あるいは育児、介護、病気等に係る部分についても、休暇等が取得できるように、要綱の所要の改正を行ったということであります。

その他、4点目としては、文言の整理を行いました。それと(5)のところは、町田市教育委員会の非常勤嘱託員設置要綱に関する部分になりますけれども、ここに新たに地域支援理事の要綱が規定されましたので、その部分についてのことを書いてございます。適用時期につきましては、(5)の部分については、これは6月1日から地域支援理事の施行ということになっていきますので、施行をし、その他の部分については、この4月から遡及適用をさせていただくというような要綱の改正でございます。

以上でございます。

○委員長 では続いて施設課。

○施設課主幹 小山地区の新設中学校建設につきましては、2009年3月13日の第12回定例教育委員会において、「小山地区新設中学校の配置計画について」という題目で報告をしたところでございます。

今回4月12日、日曜日、及び4月22日、水曜日の2回、地元町内会、保護者、住民の方々を対象に、小山市民センターホールにて計画説明会を開催いたしましたので、ご報告させていただきます。

当日は、今回お手元に配付いたしました小山地区新設中学校計画図面に基づき、配置計画の最終案について説明をいたしました。また、開校までのスケジュールにつきましても説明をいたしました。

参加者でございますが、4月12日が24名、4月22日が13名でございました。主な質問等でございますが、工事中の騒音の問題、それから隣接する施設との境のネット、これ

は防球ネットでございますが、高さへの配慮のご質問、通学路の安全上の配慮、通学区域の確認、校舎内への採光、これは自然光が入るかどうかということでございますが、採光への配慮、それから太陽光発電設備を導入してほしいという提案等がございました。両日とも予定どおり1時間程度で終了いたしました。

以上でございます。

○委員長 次、指導課ですね。

○指導課長 お手元の冊子がございますように、昨年度から本格的に実施しました町田市の町田っ子カリキュラム小中一貫教育でございますが、その実践報告についてまとめたものでございます。

充実委員会の委員を中心としまして、規範教育、キャリア教育、英語教育、食育について、それぞれ実践研究あるいは授業公開を行ったものについてまとめたものと、地域型の学校の取り組みをまとめたものでございます。本冊子をまた活用しまして、2009年度、一貫教育のカリキュラムの充実に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、副籍制度の実践事例集についてでございます。2007年度から特別支援教育が本格的に実施されまして、特にその中で都立の特別支援学校に通うお子さんの居住地の学校との交流ということで、副籍制度が設けられました。その副籍制度について、市民の方あるいは保護者の方について十分理解を図った上で、さらに特別支援教育の推進ということで、本実践集を今回発行したところでございます。

続きまして、小・中学校の教科用図書展示会の開催についてでございます。本年度と平成22年度、平成23年度の中学校で使います許可採択にかかわる教科書の展示でございます。展示期間につきましては本年6月5日、金曜日から7月8日の24日間、特別展示といたしましては、前半の10日間、それから法定展示としましては14日間を予定しているところでございます。

展示会場につきましては、町田市の教育センターの2階の資料室、閉館日は土曜日と日曜日、それから本森野分庁舎の3階の入札室で、月、火、木、金、日と5日間の開催を予定でございます。開催に当たりましては、会場にいらっしゃった市民の方へのアンケートをお願いしまして、許可採択の参考の意見として活用させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○図書館市民文学館担当課長 町田市民文学館市民研究員発表展「まちだ文学さんぽ」の結果を報告いたします。

文学館では2007年4月から市民研究員制度をスタートいたしました。今回は町田地区、鶴川地区、相原地区の3つの地域の「まちだ文学さんぽ」が完成したのを機に、市民研究員の調査研究の成果を発表する場として展覧会を開催いたしました。

会期は2月1日から4月12日までの58日間で、入場者は3,509名、1日当たり約60名でございました。関連事業として、2回の文学講座、講演会、また市民研究員説明による文学さんぽ、4回を実施いたしました。また、担当学芸員による展示解説等も行いました。

なお、このマップにつきましては、鶴川篇が5,500枚、町田・本町田、相原・小山田、各4,000枚を印刷しました。図書館、市民センター等で配布しましたがけれども、展覧会が終わりましても、引き続き文学館で配布しております。なお、ご要望があれば、各市民センターへも送付する予定であります。

本年度につきましても、新たに市民研究員制度を実施し、公募しまして、引き続き町田の文学の調査研究を続けていく予定でございます。

以上でございます。

○学校教育部長 それでは、次の報告にいきます。

豚インフルエンザ発生に伴う学校の対応ということで、連日マスコミ等でかなり報道されてございますけれども、市教委としましては、各学校のほうに、別紙のような通知を出しまして、注意を呼びかけたところです。

今回、豚インフルエンザという名称ですけれども、マスコミ等では新型インフルエンザと呼んでございますけれども、実は東京都のほうの通知等も勘案しまして、豚インフルエンザという形の名称で送らせていただきました。

市教委の対応としましては、別紙のとおり、30日付で各学校のほうに、学校長あてに、たまたま昨日、校長会の研修会がございましたので、その場で別紙の通知を行いました。内容につきましては、やはり今騒がれてございますように、児童生徒さんの健康管理についてのうがい、手洗い、またはエチケットという形で、規則正しい生活を行うこと、あと学校に対しましては、児童生徒の健康状態の把握ということをお願いしてございます。

あともう1つは、保護者への注意喚起。あと、これからの体制ですけれども、学校の運営体制ということで、国内で発生した場合の対応についても教職員の連絡体制を十分行う

ようにということです。

あと、5番目としては、家庭との連絡体制。これからこれが広まった場合についての学校の緊急時の対応についてもございますので、家庭との連絡体制を整備するという形の内容でございます。

次のページでございますけれども、裏面でございますが、これについては各保護者あての通知ということで、「参考」ということで、市教委として作成したものを各学校長あてに送りました。これについても、やはり豚インフルエンザということで、情報については各学校でまちまちになると困りますので、一定の書式のもとで、共通の情報ということで、これに少しずつ学校のアレンジをしていただいて、送っていただくということで注意してございます。

この中段以降に、やはり注意していただくことということで、連休になりますけれども、1番、2番、3番ということで、それぞれ同じ内容の注意事項を書いてございます。

あと、相談センターということで、発熱相談センターの電話番号と、休日及び夜間の電話番号についても入れてございます。この発熱センターというのは、町田保健所のほうに開設されております。休日、夜間については、03ですから、東京都庁のほうが直接の電話窓口となっております。あと、健康課でも相談を受け付けているという内容のことを1文入れてございます。

これはまた刻々と変化していきますので、きょうの情勢、あすの情勢もまたわかりませんので、そのときに適時対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○生涯学習部長 生涯学習部関係につきましてご報告申し上げます。資料がございません。口頭にて報告いたします。

ご存じのとおり、4月28日、市は、市長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を立ち上げました。今後、対策本部の指示に基づいて対応をとっていくということになります。

生涯学習部の関係では、集客施設といたしまして、図書館、公民館、文学館、自由民権資料館がございます。これらは市長部局の版画美術館、博物館などと同様な対応をとっていくということになろうかと思っております。

生涯学習部といたしましては、対策本部ができた28日に早速、部内会議を開催いたしまして、最悪なシナリオ、閉鎖などのことを想定いたしまして、準備をしておくようにとい

う指示をしているところがございます。今後、事態の変化等がございましたら、逐次報告をしていくと考えてございます。

以上です。

○委員長 以上、7点の報告がございました。

一括して質問その他ございましたらどうぞ。

○井関委員 2つありますが、1つずつでよろしいでしょうか。

1つは、1番目の非常勤嘱託員の設置要綱等の一部改正ということですが、数値を入れて具体的に教えていただきたいのですけれども、改正内容の1、休息時間の廃止及び勤務時間の短縮というものです。これはもし要綱があれば、何分、何分という15分ぐらいのあったと思いますが、それをやめて勤務時間がどうなったのか。それから2番目は、1時間単位の年次休暇に関する規定。これも同じように、どこかに何日とするというのが、何時間というのがあったら、その数字を教えてもらいたい。ほかのは結構です。

○学校教育部参事 休息時間の廃止、それから勤務時間の短縮のところでございますけれども、まずこれは私どもの職員、8時半から5時15分までという勤務時間のスパンを考えていただいたときに、今までは8時半から12時15分までが勤務時間ということで、それから12時15分から1時までが休憩時間、1時から5時15分までが勤務時間というふうになっていました。8時半から12時15分までの間に、15分の休息時間を取りなさい。それから1時から5時15分までの間も、15分の休息を取りなさいということが従前の考え方でございました。

今度の改正については、休息時間の考え方がなくなりました。6時間以上勤務したときには、1時間の休憩時間を取りなさいということになりましたので、8時半から12時までの3時間30分が午前中ですよ。12時から1時までが1時間の休憩。それから残りの4時間15分、これが勤務時間になりました。トータルの勤務時間は、執務時間というんですか、それは今まで8時間でしたけれども、1時間の休憩時間になったことによって、7時間45分というふうに勤務時間も変わったということでもあります。それが1点目の時間の関係です。

それから2点目については、今まで休暇が半日あるいは1日単位ということでしたけれども、まずは1日単位ということが基本的にあって、それからその後、1時間単位の休暇が取得できるようになりましたということなんです。ですから、8時半から9時半までの1時間の休暇もオーケーというような改正になったということでもあります。

○井関委員 わかりました。

2番目ですけれども、副籍制度実施という4番目の件についてですが、この実践集ができたのですけれども、見ますと、小学校だけで、中学校が載っていないのと、それから小学校が、どこか書いてないことで質問なんです、これは想定ではなくて、実際にあった事例であったというふうにとってもよろしいんですか。

○指導課長 実際に取り組みを行っている、直接交流を行っている例ということで取り上げたものでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○学校教育部長 豚インフルエンザの報告の中で、1点だけちょっと訂正をお願いしたいと思います。保護者あての文書で、「豚インフルエンザについて」という文書がございますけれども、申しわけありませんが、一番下で、「なお、町田市役所健康課でも相談をうけています」以下は、ちょっと削除して送ってございますので、これについては削除のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 私、それに関してちょっと質問があるのですけれども、あくまで参考ですから、今のお話でも、これを学校がいろいろアレンジして配るということなんですけれども、発熱センターが保健所であるということを周知されていない部分が多いと思うのですよ。これは直接病院に行っちゃいけないと報道機関ではたびたび注意を喚起していますね。そういう意味では、発熱センターがどこにあるのか、電話番号は何なのかということは、やはりきちんとどこの学校でも抜かさずに入れたほうがいいかなということを思います。発熱センターの意味が伝わらなかつた。

○学校教育部長 その件につきましてよろしいでしょうか。実はこの保護者あての文書を出すときに、保健所と全部相談して出したわけでございますけれども、委員長のご指摘のとおり、発熱センターとして町田保健所がございますけれども、それをこちらとしては入りたいという形で申し出たんですけれども、保健所のほうで、それについては断られたという経緯がございまして、今回についてはちょっと削除させていただいたと。

○委員長 理由は何ですか。

○保健給食課長 保健所のほうも人数が少ないということで、主に電話で対応をやっているということで、直接来られても、なかなか対応が難しいという。それで発熱センターのほうについては専門の保健師がいます、疫学的な観点からとか、症状を電話で聞きまし

て、発熱外来のほうに紹介するというのを主な業務としております。そのため、今もそうなのですが、連休中もずっと出ているという体制をとっておりますので、人数的な問題だと思うという話でした。

○委員長 熱が出たり、せきが出たりということになると、すぐ病院とか医療機関へというのがつい人情ですよ。けど、それは絶対やめて、発熱センターへ連絡ということがいろいろなところで言われているだけに、では、発熱センターの電話番号なり、発熱センターの所在なりがわからないと、逆に混乱が起きるのかなという心配があったので、そういうことを申し上げたのです。そういう点での遺漏がなきようお願いをしたい。

もう1点は、学校長あての文書の中で、5番目に「家庭との連絡体制の整備」、これは本当に大事なことだと思うのですが、とかく今個人情報の問題やら何やらで、学校連絡網というんですか、電話連絡網が作りにくい状況が非常に多いというときに、複数の連絡網を確保するという事は、具体的にどういうことで可能なかどうか、お考えを伺いたいのです。

○指導課長 一応文面には複数ということで書きましたけれども、きのうの校長会の研修、校長先生へのご説明については、既存の情報の連絡網を、学級ごとに持っている家庭の連絡網とか、あるいは学校として通知文等での配付といいますか、そういう形をお願いしたいというふうにとっているところでございます。ですから、とりわけ今回新たに連絡網を構築するとか、このための情報をまた集めるということについては考えてはいないというふうにお伝えしているところでございます。

○委員長 それはわかりました。では、学校には連絡網があるのですね。

○指導課長 当然あります。

○委員長 報告事項の中でほかにございますか。

とにかく豚インフルエンザについては情勢が刻々と変わっておりますし、朝の情報が、また夕方になると、より別な実態がありますので、いろいろな面で大変かと思っておりますけれども、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、以上で報告事項を終了いたします。

休憩いたします。人事案件に関する関係者のみお残りいただきたいと思います。

午前 11 時 27 分休憩

午前 11 時 29 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上をもちまして町田市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時32分閉会